

〈介護保険住宅改修〉

やむをえない事情がある場合の手続きについて

*対象

やむを得ない事情がある場合とは、入院（入所）中のものが退院（退所）後自宅で生活を行うために、あらかじめ環境を整えておかなければならず早急に住宅改修に着工する必要がある場合等、事前承認申請を行うことが時間上困難な場合等をいう。

*手続き

- ①「事前承認申請の提出をしないで着工が必要な理由書」を市役所長寿福祉課に提出。
（「理由欄」には退院（退所）日予定を記入し、なぜ在宅に戻るまでに住宅改修をしなければならないのかを詳しく記入してください。）



改修前の写真(日付入り)は必ず撮っておいてください。

- ②着工



- ③工事が完了し、在宅生活に戻ったら
 - 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費事前承認申請書
 - 住宅改修承諾書（被保険者本人の所有でない場合）
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 見積（内訳）書
 - 見取図
 - 改修前の写真（日付入り）
 - 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
 - 委任状（被保険者本人と口座名義人が相違する場合）
 - 領収書
 - 改修後の写真（日付入り）



- ④支給決定通知書・事前承認通知書の送付

*留意点

通常の手続きをしていただいても1週間前後で交付決定されます。
なお、事前承認申請を受け付けせずに着工となりますので、着工後に送付する「支給決定通知書」では介護保険の適用とならない場合がありますので、ご了承ください。